

再生計画策定完了案件の概要

○令和元年度第3四半期（令和元年10月～12月）に再生計画策定支援を完了した案件の概要を一覧にしています。

○令和元年度第3四半期（令和元年10月～12月）に再生計画策定支援を完了した案件は、244件でした。

○このうち、実施要領に示す抜本的な内容を伴う再生計画としての基準（※）を満たす案件は、104件ありました。これらの案件では、事業面での取組に加え、金融面において、リスケジュールのほか、第二会社方式等の抜本的な手法を用いた再生計画となっています。（概要1）

○また、上記以外の案件は、140件ありました。これらは、事業面での取組みとともに、金融面において、主にリスケジュールの手法を用いた再生計画となっています。（概要2）

※ 「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領」に示す抜本的内容を伴う再生計画の基準

・当要領「 6. 再生計画策定支援（第二次対応） （5）再生計画案の内容 」では、再生計画策定支援（二次支援）について下記のとおり数値基準を定めています。

①実質的に債務超過である場合は、3～5年以内を目処に、実質的な債務超過を解消する。

②経常利益が赤字である場合は、概ね3年以内を目処に、黒字に転換する。

③再生計画の終了年度（原則として実質的な債務超過を解消する年度）における有利子負債の対キャッシュフロー比率が概ね10倍以下。

（注）企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを排除するものではない。

